平成２４年（フ）第３０号
三重県名張市桔梗が丘５番町９街区119番地
債務者　滝　　信司
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３１号
三重県伊賀市八幡町3165番地
債務者　山﨑　浩也
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２７６号
三重県四日市市西富田町265番地４
債務者　芝田　貴子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
三重県四日市市伊坂台１丁目35番地
債務者　柴田　真里
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
三重県四日市市新正５丁目２番５号　ラフォーレ新正Ｂ１－Ｅ
債務者　望月　雅文
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
三重県員弁郡東員町大字山田2551番地４　リバティーハイツ402
債務者　小嶋　良子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
三重県いなべ市北勢町其原598番地　コーポ北勢101号
債務者　旭田マイキこと　アサヒダ　エディマイキ
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
三重県四日市市天カ須賀３丁目２番８号
債務者　伊藤　　翠
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
滋賀県東近江市上平木町1612番地２、前住所滋賀県近江八幡市千僧供町248番地１
債務者　増田　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０２号
兵庫県宝塚市安倉北３丁目５番30―1016号
債務者　藤原　征雄
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８４号
兵庫県明石市東野町1910番地の６　ビアンコ・ディモーラ412号
債務者　木下　由夫
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第９号
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地962
債務者　前橋　　実
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市田島750番地　メゾン池ノ端104号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市鹿野町寺内198番地１
債務者　原田　明美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５号
鳥取県鳥取市馬場66番地７、旧住所鳥取県鳥取市馬場53番地の６
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市叶１丁目４番20号
債務者　淵本　英司
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
広島県尾道市因島土生町2577番地
債務者　岡野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
福岡県久留米市原古賀町１番地13　本町アパート101号、前住所福岡県久留米市梅満町1009番地１　三根ビル203号
債務者　村田多加子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部